

# 日本の所得税の納税がない場合 (該当者はエンジェル税制の適用対象外となる)

## 目次

1. エンジェル税制の適用の前提（日本での所得税の納税）
2. 日本国籍の株主と外国国籍の株主

### 1. エンジェル税制の適用の前提（日本での所得税の納税）

エンジェル税制の優遇措置は日本の所得税の減税措置であるため、エンジェル税制の優遇措置を受ける前提として、**日本で所得税を納税していることが必要**となります。**日本での所得税の対象外の株主が、日本の所得税の減税措置であるエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。**(注)

(注) エンジェル税制対象者よりも所得税納税義務者の方が少し範囲は広く、このため日本で所得税を納めるにもかかわらずエンジェル税制の適用がない場合もあります。例えば海外に1年以上転勤するなど、非居住者かつ日本に恒久的施設を有さない株主が、日本に滞在する間に内国法人の株式等を譲渡して申告分離課税をする場合などです

### 2. 日本国籍の株主と外国国籍の株主

したがって、日本国籍の株主であっても、外国に居住しかつ日本に恒久的施設を有さない者がその国で納税している場合にはエンジェル税制対象外となります。

逆に、外国国籍の株主であっても、日本に居住し又は日本に居住しなくても日本に恒久的施設を有する者が日本で所得税を納税している場合にはエンジェル税制の適用が可能となります。

詳しくは、「エンジェル税制Q&A（2020年8月）」（中小企業庁 創業・新事業促進課）のQ14もご確認ください。